

旭川 労政だより

平成26年7月1日発行
旭川市経済観光部経済総務課雇用労政係
旭川市6条通10丁目
旭川市第三庁舎3階
Tel: 25-7152 Fax: 26-7093

育児休業給付金の支給率が 引き上げになりました

育児休業給付金は、平成26年4月1日以降に開始した育児休業からは、育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%になります。181日目からは、従来通り休業開始前の賃金の50%を支給します。(これまでは全期間について50%)

■詳細

・ハローワーク旭川
電話：51-0176

雇用促進税制をご活用下さい！！

雇用促進税制とは、事業年度中に雇用者（雇用保険一般被保険者）数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、雇用者の増加1人あたり40万円の法人税（個人事業主の場合は所得税）税額控除の適用が受けられる制度です。

この制度が、平成27年度まで2年間延長されました（個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までの各年）。

ただし、適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

■詳細

・ハローワーク旭川
電話：51-0176

来春卒業者の求人枠の維持拡大を お願いします

道内の雇用情勢は、求人が増加傾向にあることなどから、厳しい状況ではあるものの、持ち直しの動きが続いています。

しかしながら、少子高齢化が急速に進行し、労働力人口が減少する中、今後の地域経済の発展を図るためには、地域の未来を担う若者が生き生きと活躍出来る場を確保することが、以前にもまして必要となっています。

ぜひ、採用を検討いただき、来春の新規学卒者を対象とした求人枠の維持・拡大をお願いいたします。

求人枠の
維持・拡大を！



中小企業者の皆様への金融支援について

旭川市では、市内の中小企業者の皆様が、経営の安定化や経営基盤の強化等のために必要な事業資金を円滑に調達していただくため、低利な融資制度「中小企業振興資金融資制度」を各種設けております。また、利子補給制度は、市内で新たに事業を始めるにあたり、日本政策金融公庫から新規開業者向けの融資を利用された事業者の方も対象としています。

《平成26年度の変更点》

- ・中心市街地新規出店支援資金では、融資対象区域を拡大しています。
- ・緊急対策資金では、消費税率改定に伴う管理システム等の改修に要する費用や消費税増税及び電気料金の値上がりに伴う収益の減少も対象としています。

※上記以外の資金メニューや信用保証料補助制度もありますので詳しくはお問い合わせください。

■詳細

・旭川市経済観光部 経済総務課 金融支援係
電話：25-7042

NEW

両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業のお知らせ 《無料》

北海道では、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備や非正規労働者の労働条件改善を促進するため、就業規則や労務管理など、職場のさまざまな事柄の助言をするためにアドバイザーを派遣します。

両立支援促進・就業環境改善アドバイザー派遣事業		
対象	常時雇用する従業員数が 300 人以下の道内に事業所を有する法人及び個人又は団体	
アドバイザー内容	<p>労務管理の専門家である社会保険労務士等がアドバイザーとして、実際に企業を訪問して改善策をアドバイスします。</p> <p>①育児・介護休業制度について</p> <p>②出産・育児後等の女性の再就業制度の整備について</p> <p>③在宅勤務・短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備について</p> <p>④次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画について</p> <p>⑤雇用管理の改善に関して、事業主が講ずるべき措置について</p> <p>⑥最低賃金引き上げに対応するための労務管理について</p> <p>⑦非正規労働者の正社員化に係る就業規則・給与制度の整備・改正について</p> <p>⑧非正規労働者と正社員との間の均衡のとれた処遇の推進について</p> <p>⑨その他、「北海道あったかファミリー応援企業」登録など、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備、非正規労働者の就業環境の改善・整備について</p> <p>⑩上記①～⑨までの内容についてのセミナー等の講師</p>	
	申請方法	申請書に必要な事項を記入の上、北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループに提出して下さい。

■詳細

・北海道経済部労働局雇用労政課労働福祉グループ
電話：(011) 204-5354

試行雇用（トライアル雇用）奨励金の活用について

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、職業経験、技能、知識等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用（原則3か月）する場合に、国から奨励金が支給されます。

【試行雇用奨励金】	
対象	安定した職業に就くことが困難な求職者等を正規雇用することを前提に試行雇用で雇い入れた事業主
支給額	対象者1人につき月4万円（3か月限度）

■詳細

・ハローワーク旭川
電話：51-0176

旭川市トライアル活用型正規雇用移行奨励金の活用について

市内に居住する若年者（45歳未満の者）、障害者及び季節労働者の正規雇用を促進し、安定的な雇用を支援するため、国の試行雇用（トライアル）奨励金を受給し、トライアル雇用後に正規雇用した事業主に対して助成金を支給します。

トライアル活用型正規雇用移行奨励金	
支給額	1人当たり6万円
対象要件	<p>① 平成25年4月1日以降に若年者、障害者、季節労働者をトライアル雇用し、国の試行雇用奨励金を受給した事業主</p> <p>② 申請する企業が旭川市内に所在し、かつ対象となる若年者、障害者、季節労働者がトライアル雇用開始日に旭川市内に居住していること。</p> <p>③ トライアル雇用終了後、正規雇用として雇い入れ、引き続き1か月以上定着し、当該奨励金申請時にも継続して雇用していること。</p>

申請期間	トライアル雇用した期間に係る国の助成金支給決定通知日の翌日から起算して2か月以内
------	--

■詳細

・旭川市経済観光部 経済総務課 雇用労政係
電話：25-7152

社会貢献推進企業に登録しませんか？

旭川市では、社会的な貢献を推進するために、企業の社会的な貢献度を評価し、入札・契約制度において優遇措置を行っています。

社会貢献推進企業	
対象企業	① 障害者雇用率が法定雇用率を上回っている企業 ② 環境マネジメント、旭川市ごみ減量等優良事業者認定制度等の登録企業 ③ 育児休暇、介護休暇制度等、子育て支援や男女共同参画を推進している企業
優遇措置	登録企業については、旭川市ホームページにおいて、社会貢献推進企業として名簿を公開するとともに、市の契約手続きにおいて次のように優遇します。 (1) 指名競争入札における指名業者の選定及び随意契約における見積書徴収相手方の選定において、登録企業を優先的に選定するよう努めます。 (2) 物品購入（製造の請負を含む）契約において5万円以下の特命発注を行う場合には、登録企業を契約の相手方として優先的に選定するよう努めます。
申請方法	登録を希望する企業は、物品購入等競争入札参加資格申請と合わせて申請書等必要書類を提出して下さい。

■詳細

・旭川市総務部契約課
電話：25-5736

中小・中堅企業のみならず「若者応援企業宣言」をしませんか？

若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を

積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行います。

若者応援企業宣言	
メリット	① 「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを広くアピールすることができます。 ② 都道府県労働局のホームページで就職関連情報を公表しますので、会社の魅力を広くアピールすることができます。 ③ 詳細な就職関連情報を公表しますので、求職者が職場環境・雰囲気・業務内容などがイメージしやすくなり、より会社に適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着も期待できます。 ④ 就職面接会などの開催についてハローワークから積極的にご案内しますので、若者を採用する機会が増え、より会社に適した人材の採用が期待できます。
宣言基準	① 学卒求人など、若者対象のいわゆる「正社員求人」をハローワークに提出すること ② 「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること ③ 以下の就職関連情報を開示していること ・社内教育、キャリアアップ制度等 ・過去3年分の新卒者の採用実績及び定着状況 ・過去3年分の新卒者以外の正規雇用労働者（35歳未満）の採用状況と定着状況 ・前年度の有給休暇及び育児休業の実績 ・前年度の所定外労働時間（月平均）の実績 ④ 労働関係法令違反を行っていないこと ⑤ 事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと ⑥ 新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと ⑦ 都道府県労働局・ハローワークで扱っている助成金の不支給措置を受けていないこと

■詳細

・ハローワーク旭川
電話：51-0176

求職者対象・受講料無料

農業6次産業化 人材育成セミナー 「農業ビジネス ～農業の新しい時代にチャレンジ～」

旭川市や経済団体等で構成される旭川市雇用創出促進協議会では、農業6次産業化を担う人材を育成するため、農業6次産業化の意義から新商品・新レシピ開発等による地場農産物のブランド化、また農産加工から流通、販売戦略まで含めた幅広い知識を身につけるセミナーを開催します。

○開催日時 7/3(木)・7(月)・8(火)・9(水)
10:00～17:00

○会場 旭川勤労者福祉会館 1階研修室
※7/7のみ9:20市役所総合庁舎正面玄関集合

○カリキュラム

- 7/3(木) 農業6次産業化とは?
6次産業成功企業
旭川での農業ビジネスを考える
- 7/7(月) 加工現場の体験・見学会
旭川あらかわ牧場(乳製品他)
株ヤマザキ旭川工場(惣菜)
- 7/8(火) 食べたくなる商品企画・選ばれるデザイン
- 7/9(水) ブランド化とプレゼン手法・マーケティング基礎

○募集人数 10名

■詳細

- ・旭川市雇用創出促進協議会事務局
電話:24-2330
ホームページ:「旭川市雇用創出促進協議会」で検索
または<http://www.asahikawa-koyousoushutsu.jp/>

職場体験実習の受入企業を募集しています

旭川市や経済団体等で構成される旭川市雇用創出促進協議会では、雇用機会の拡大を目的に、企業の事業拡大支援セミナーや求職者向け人材育成セミナーを開催しておりますが、セミナーに参加した求職者の更なるスキルアップを図るため、セミナー終了後、企業での体験実習を行っています。

職場体験実習は、求職者のスキルアップにつなが

ることはもちろん、企業にとっても新たな人材の確保につながる事が期待できます。ぜひ求職者の受け入れにご理解とご協力をお願いします。

■詳細

- ・旭川市雇用創出促進協議会事務局
電話:24-2330
ホームページ:「旭川市雇用創出促進協議会」で検索
または<http://www.asahikawa-koyousoushutsu.jp/>

地域若者サポートステーションの活動へのご協力をお願いします。

地域若者サポートステーションは、学校を卒業・中退後あるいは離職後一定期間無業の状態にある、15歳から概ね40歳未満の方及び保護者の方を対象に、就労・自立に向けたサポートをする拠点です。

サポートステーションでは、企業の皆さんに次のようなサポートをお願いしています。職業経験の不足を乗り越え、働くことを目指している若者に、ぜひ力をお貸しください!例えば・・・

○職場見学の受け入れ

スタッフ同行のもと、数名でお伺いし見学させていただきます。

○ジョブトレーニング(仕事体験)の受け入れ

※旭川市では、平成25年度から上記のジョブトレーニング(仕事体験)を受け入れた企業に、協力謝金を支給する制度を設けておりますので、ぜひ受入にご協力ください。

・一般就労実践コース(10日間を限度)

協力謝金:1人当たり1日1,500円

・社会参加体験コース(20日間を限度)

協力謝金:1人当たり1日2,000円

○職業人講話・就活セミナー等への講師派遣

お仕事でのご経験を若者にお話してください。

■詳細

- ・所在地/旭川市6条通4丁目 勤労者福祉会館1階
開所日/火～金曜日 10:00～17:00
土曜日 13:00～17:00
※日月、祝日、休館日(毎月末の平日)、
年末年始はお休みです。
電話:73-9228
FAX:25-0357